2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十二月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

生産業者及び輸入業者の住所の変更

登録番号　生87079号

変更前　北海道斜里郡小清水町字小清水217番地の１

変更後　北海道斜里郡小清水町元町２丁目１番１号

登録番号　輸第11229号、輸第12389号

変更前　北海道札幌市豊平区美園二条二丁目３番15―102号

変更後　北海道札幌市豊平区美園五条六丁目２番11号ル・シエル美園103号

登録番号　生第77277号

変更前　栃木県栃木市薗部町３丁目５番14号

変更後　栃木県栃木市片柳町二丁目26番13号

○農林水産省告示第二千百五十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十九年十二月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格

につき四八、六〇〇円

適用期間　平成三十年一月一日から三月三十一日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成三十年一月一日から三月三十一日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一五、三九八円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、五四八円）

適用期間　平成三十年一月一日から三月三十一日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二二、五四八円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、〇七八円）

適用期間　平成三十年一月一日から三月三十一日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五八、六七〇円

適用期間　平成三十年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第二千百五十七号

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年十二月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
物	施設
一　表の農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理した偶蹄類の動物の肉及び臓器（消化管、子宮及び膀胱を除く。）並びに偶蹄類の肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一～十九　（略） 二十　ニッシン・デリカテッセン株式会社の登録番号九十四号の施設（タイ・プラチンブリ県シーマハポート郡所在） 二十一～五十六　（略） 五十七　河北億食特食品有限公司の登録番号第一三〇〇／〇三一〇五号の施設（中華人民共和国・河北省大厂回族自治県所在） 五十八～六十一　（略） 六十二　衡水精輿食品有限公司の登録番号第一三〇〇／二九〇〇二号の施設（中華人民共和国・河北省衡水市所在）

改正前	
物	施設
一　表の農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理した偶蹄類の動物の肉及び臓器（消化管、子宮及び膀胱を除く。）並びに偶蹄類の肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一～十九　（略） 二十　ニッシン・インターナショナル株式会社の登録番号九十四号の施設（タイ・プラチンブリ県シーマハポート郡所在） 二十一～五十六　（略） 五十七　福喜食品有限公司の登録番号第一三〇〇／〇三一〇五号の施設（中華人民共和国・河北省大厂回族自治県所在） 五十八～六十一　（略） 六十二　河北食品進出口集団衡水天洋冷凍厂の登録番号第一三〇〇／二九〇〇二号の施設（中華人民共和国・河北省衡水市京大路八号所在）